

令和7年度長門市農業構想策定・実証業務仕様書

1 本業務の背景と目的

本市は、山口県の北西部日本海側に位置し、平成17年3月に隣接する1市3町が合併して誕生した。当市は、県内の約2割を占める繁殖肉用牛の飼育頭数を有するとともに、ブロイラーについては全国でも数少ない養鶏専門農協があり、県内の出荷羽数の約8割を占めるなど、畜産業が盛んな地域である。こうした地域特性を活かし、古くからその家畜ふんを有機資源として農業生産に有効に活用する地域資源活用体制が構築されており、山口県内屈指の「耕畜連携農業」や「資源循環型農業」の先進地を自負している。

こうした歴史的背景を踏まえ、国の「みどりの食料システム戦略」と歩調を合わせ、令和5年3月には、「オーガニックビレッジ宣言」を行い、生産者や関係機関からなる「長門市未来農業創造協議会 有機農業等専門部会」を立ち上げ有機農業の普及を進めており、市内では有機栽培だけではなく、完全無農薬での自然栽培や、農薬や化学肥料を低減した特別栽培など、多様な栽培手法の農業への取組が展開されている。

その一方で、基幹産業である農業・畜産業の後継者不足が深刻で、有機農業等の新たな「稼ぎしろ」を見出すことや、市内のみならず市外からの担い手の確保・事業継承、移住定住の促進等も大きな課題となっている。

そこで、本市の経済活性化の指針である「ながと6G構想」の基本理念キーワードである「稼ぐ力」を高め、成長し続けるために、地域資源の有効利用を加速させることに加え、先端技術の積極活用による「生産性の向上」及び域内循環の促進による「高付加価値化・域内取引の活発化」を図り、さらに、「外部活力と地元事業者とのベストミックス」による「経営の多角化」や域外マーケットへの販路開拓により域外から資金を呼び込み、それを域内に留め好循環させることを目指すこととしている。

本業務では、本市の農業を強くするために、農業を起点とした新たな事業構想を策定し、本市と親和性の高い市外企業を誘致し、あるいは地元農業法人等と協働しながら、先端技術・ビジネスモデルを導入した有機農業の産地化、畜産×農業×エネルギーによる地域資源を活用した新たな事業創造、マーケットに合わせた施設園芸の集積等、農業の新たな価値を創造し、本市の農業を「稼げる農業」として、持続可能な成長産業への転換を図ることを目的とする。

2 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 契約限度額

6,050千円（消費税額及び地方消費税額計を含む）

※当契約上限額は、当仕様書「4 業務内容（1）～（6）」記載の各業務に要する経費の合計額とする。

4 業務内容

（1）市の現状調査・課題整理

- ・ 本市の農業および産業全体の現状について、農業生産額等のデータに基づき分析し、

課題を明らかにすること。

(2) 先行事例調査

- ・ 農業事業構想の作成に向け、モデルとなる地域・企業の先行事例を調査すること。
なお、調査対象には海外事例を1つ以上含めること。

(3) 農業構想の作成

- ・ (1)で整理した課題及び(2)で調査した先行事例や、市の政策・戦略の把握・整理、国内外事例を題材にした目指す方向性議論を踏まえ、本市の農業構想を作成すること。

(4) 誘致ターゲット企業へのアプローチ

- ・ (3)で作成した農業構想を基に誘致したい企業のターゲット像を明確化するとともに、ターゲット像に合う企業をリストアップし、アプローチする企業を選定すること。
また、選定した企業と本市との面談を実施し、作成した農業構想についてのフィードバックを得ること。
なお、面談を行う企業は3社以上とする。

(5) 長門市未来農業創造協議会への参加

長門市の農業が将来にわたり持続可能な成長産業となるよう、農業における諸課題の解決に向けた取組について研究・提言を行う「長門市未来農業創造協議会」へ参加し、説明や助言、情報提供等を行うこと（オンライン参加可）。

(6) 成果物の提出

(ア) 業務報告書

(イ) 農業構想

※作成部数：紙媒体 20 部、併せて電子媒体での納品

※納品場所：長門市経済産業部農林水産課

(ウ) その他、市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し提出すること。

5 定例会及び実施状況の報告

- 受託者は業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、本市と月1回以上定期的にオンラインで打合せを実施するものとし、打合せ日程については双方協議の上決定すること。
- 受託者は本市から請求があったときは、業務の進捗状況等について随時報告すること。

6 経理

- 委託業務を的確に遂行するに足る能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納帳等の会計書類を整備すること。
- 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- 本業務は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を活用するため、会計検査の対象となることから、支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに本業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

7 業務完了報告

受託者は、令和8年3月31日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の（１）から（３）の書類を提出し、本業務の完了を報告すること。

- （１）業務完了報告書
- （２）業務報告書（各業務の実施実績が分かる資料とすること。）
- （３）その他、市長が必要と認める書類

8 業務の適正な実施に関する事項

（１）受注者は、委託業務に係る活動内容（調査、調整等）について、書面で速やかに市に報告するとともに、積極的に市との調整を図ること。

また、本委託業務の実施にあたり、不明な点や改善の必要を認める場合は、その都度、市と協議により定めるものとする。

（２）業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

（３）再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）及び再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、書面にて承諾を得なければならない。

（４）守秘義務

- ① 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- ② 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

（５）著作権の取り扱い

- ① 本業務により新たに作成された資料等に係る著作権、所有権は、本市に帰属するものとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できるとする。
- ② 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

（６）肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

（７）個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(8) 誘致に関わる情報の業務完了後の取扱い

受託者が本業務の実施過程で得た誘致対象となる企業や個人の連絡先、交渉経過等の情報について、本業務完了後は本市が誘致交渉等を継続するために利用できるものとする。

9 留意事項

本業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用し実施するものであるため、新しい地方経済・生活環境創生交付金 制度概要・要綱等に留意すること。

参照先URL：<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html>

なお、当該業務を実施するにあたり、消耗品費、備品購入費（リースに限る、人件費、旅費、使用料、通信運搬費、その他事業実施に必要な経費とする。

(1) 委託業務の対象とならない経費

- ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- イ 機械・機器等の備品を購入又は改修するための経費
- ウ 土地・建物を取得するための経費
- エ 飲食費、土産物代
- オ 誘致企業が現地訪問する旅行代金
- カ 受注者の他の業務と区分できない経費
- キ 委託契約締結日前に支出した経費
- ク その他、事業との関連が認められない経費

(2) その他

委託業務の経理については、他の経理と明確に区分して適正に管理し、帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を業務が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と本市が必要に応じて協議するものとする。